

**政府管掌健康保険
特定健康診査等実施計画**

平成20年4月1日

社会保険庁

政府管掌健康保険における特定健康診査等実施計画

序 章 特定健康診査及び特定保健指導の実施について

(序 文)

社会保険庁においては、政府管掌健康保険の保健事業として、これまで被保険者及び被扶養配偶者を対象に、健康の保持増進及び健康管理意識の高揚を図るため、生活習慣病予防健診事業を実施してきた。

こうした中、平成18年の医療制度改革において、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、医療保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づいて、医療保険者は、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣に関する健康診査及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を実施することとされた。

厚生労働省においては、特定健康診査等基本指針（以下「指針」という。）を定め、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項並びに特定健康診査等実施計画の作成に関する重要な事項を示している。

社会保険庁においては、法第19条に基づき、政府管掌健康保険の「特定健康診査等実施計画」を定め、これに基づき特定健康診査及び特定保健指導の実施に当たるものとする。

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の基本的考え方

- ① 国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受診率が徐々に増加し、75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。これを個人に置き換えてみると、食べ過ぎや運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病、高血圧症、高脂血症、肥満症等（以下「糖尿病等」という。）といった生活習慣病の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、その後こうした疾患が重症化し、虚血性心疾患や脳卒中等の発症に至るといった構造が浮かんでくる。

したがって、若い時から生活習慣の改善に取り組むことより、糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等を発症しない境界域の段階で留めることができれば、重症化の最初のステップである通院治療を受ける者を減らすことができ、この結果、国民の生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能となる。

- ② 糖尿病等の生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）に起因するもの

であり、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管心疾患等の発症リスクが高くなる。このため、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の概念に基づき、その該当者及び予備群に対し、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の生活習慣病や、これが重症化した虚血性心疾患、脳卒中等の発症リスクの低減を図ることが可能となる。

- ③ 特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行う。
- ④ 特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものであり、特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導の対象者を選定し階層化することにより、特定保健指導を必要とする者の状態に見合った支援を行うものである。

（２）政府管掌健康保険における取組

政府管掌健康保険においては、従前から加入者の健康の保持増進及び健康管理意識の高揚を図るため生活習慣病予防健診事業を実施してきた。

このため、法及び指針の目的や趣旨に鑑み、従来の被保険者に対する生活習慣病予防健診の検査項目を拡充し、特定健康診査に対応できるようにするとともに、事後指導についても、これまでの事業内容を特定保健指導に対応できる形で充実を図ることとし、従来の生活習慣病予防健診事業の中で特定健康診査及び特定保健指導に取り組むとともに、被扶養者については、これまで医療保険者として十分な対応ができていなかったことから、他の保険者と共同で地域ごとの健診機関等と集合契約を結び、特定健康診査及び特定保健指導の実施に取り組むことで効果的・効率的な事業実施を図っていく。

（３）全国健康保険協会への移行

社会保険庁において実施している政府管掌健康保険に関する業務は、平成20年10月に全国健康保険協会に移行し、現行の加入者は全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会健保」という。）の加入者となるため、特定健康診査及び特定保健指導も協会健保において実施することとなる。

今回策定した特定健康診査等実施計画は、平成20年度からの実施を視野に入れて策定したものであるが、このため、全国健康保険協会への移行後、あらためて特定健康診査等実施計画の見直しを行うこととなる。

第1章 特定健康診査等の実施目標について

(1) 基本方針の目標達成

国が示す指針においては、平成24年度における政府管掌健康保険の特定健康診査等実施率目標は、「特定健康診査実施率70%」、「特定保健指導実施率45%」、「メタボリックシンドローム該当者等の平成24年度での減少率10%（対平成20年度比）」を目標とされており、平成20年度から平成24年度まで、各年度の実施率は、平成19年度の実績見込等を勘案し平成20年度の目標を定め、5年間で国が示す実施率目標を達成できるよう、段階的に実施率を引き上げていくことを計画する。

(2) 実施率目標の考え方

①特定健康診査

ア. 被保険者の実施率

現在、政府管掌健康保険が実施している、40歳以上の被保険者に対する一般健診の平成19年度受診率見込みが約34%である事を踏まえ、平成20年度当初の被保険者による特定健康診査の実施率目標を40%と設定する。

また、事業主健診からの特定健康診査分の情報提供を20%(*I)と設定し、被保険者健診の実施率と合わせ、平成20年度の被保険者の特定健康診査実施率目標を60%と設定する。

イ. 被扶養者の実施率

現行の政府管掌健康保険の被扶養配偶者健診の実施率が3%未満であるが、現行の老人保健法において市町村で実施する老人基本健康診査の実施率は、平成17年度のデータで約44%であること、被保険者の特定健康診査実施率を40%と設定することから、被扶養者が同程度受診するものと仮定して、平成20年度の被扶養者の特定健康診査実施率目標を40%と設定する。

ウ. 平成20年度の実施率目標

被保険者及び被扶養者の実施率である上記ア. イ. を合計した健診対象者(*II)に占める健診実施者(*III)の割合をもとに54.4%とする。

②特定保健指導

ア. 被保険者

平成20年度の特定保健指導の実施については、現行、生活習慣病予防健診結果に基づく事後指導を委託している財団法人社会保険健康事業財団（以下「財団」

※I 平成18年度の秋田、福島、三重、愛媛、福岡の健診事業に関する事業アンケートを実施し、約47千の事業所からの回答において、約20%相当の事業所が労働安全衛生法に基づく事業主健診を実施していた。

※II 40歳以上の特定健康診査受診対象者数の合計を14,817千人と試算。

※III 被保険者60%、被扶養者40%の受診率目標に対する実施者数を8,065千人と試算。

という。)の保健師が実施することとしている。

被保険者の特定保健指導対象者数は、生活習慣病予防健診結果の実績データから、メタボリックシンドローム予備群等者(以下「予備群等」という。)を抽出し、生活習慣病予防健診実施者に占める予備群等者の割合を平成20年度の該当率(※Ⅰ)とした。

特定保健指導実施者数については、平成20年度に保健師1人が1日あたりで実施できる指導者数を積算し、全国規模で積み上げた結果を特定保健指導実施見込者数(※Ⅱ)とした。

平成20年度の被保険者の特定保健指導実施率目標は、上記の特定保健指導対象者数に対する特定保健指導実施者数の割合28.2%(※Ⅲ)と設定する。

イ. 被扶養者

平成20年度の被扶養者の特定保健指導は、新規事業であり実績による対象者数の試算が困難なため、保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会等資料等の特定保健指導該当率を特定健康診査実施見込者数に乗じたものを特定保健指導対象者数(※Ⅳ)とする。

平成20年度の被扶養者の特定保健指導実施率の目標は、保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会等での議論も踏まえ、参酌標準案に基づき初年度は20%と設定する。(※Ⅴ)

ウ. 平成20年度の実施率目標

被保険者と被扶養者の実施率の前提を上記ア.イ.とし、特定保健指導対象者(※Ⅵ)に占める特定保健指導実施者(※Ⅶ)の割合をもとに26.3%とする。

※Ⅰ 生活習慣病予防健診実績データから動機付け支援該当者率8%、積極的支援該当者率13.5%と推計。

※Ⅱ 保健指導の活動日数等を考慮した一定の条件を基に積み上げた389千人を特定保健指導実施見込人数と試算。

※Ⅲ 特定保健指導対象者1,379千人÷特定保健指導実施者389千人=28.2%

※Ⅳ 検討会資料等から動機付け支援該当者率13.4%、積極的支援該当者率11.5%と設定し、特定健康診査実施見込者数の1,651千人に乗じた411千人が特定保健指導対象者数と試算。

※Ⅴ 特定保健指導対象者数に実施率20%を乗じた82千人を特定保健指導実施者数と試算。

※Ⅵ 被保険者及び被扶養者の特定保健指導対象見込者数の合計を1,790千人(上記ⅢとⅣの対象者数の合計)と試算。

※Ⅶ 特定保健指導実施率目標を特定保健指導対象者数に乗じた(被保険者28.2%×1,379千人、被扶養者20%×411千人)の合計471千人を特定保健指導実施見込者数と試算。